被扶養者認定要件チェック表

あなたの被扶養者（以下「対象者」といいます。）について、次のチャートにしたがって、必ずチェックを行ってください。
被扶養者資格の認定要件を欠いている場合には、速やかに所属担当者に申告のうえ、抹消手続をしてください。
要件に該当しなくなった日以降、医療機関等で被扶養者証等を使用した場合は、その給付費用（医療費の7割相当分及び附加給付分）を共済組合に返還いただくこととなりますので、速やかに抹消申告を行ってください。
（下記チェック表は、認定要件について簡易チェックできるように作成されています。認定基準額等の詳細については、所属所（勤務先）の共済事務担当者にご確認ください。）

スタート → 対象者は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である

- いいえ → 対象者は、組合員と同一世帯である　注1
- はい → 対象者は、他の被用者保険に加入していない

※75歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となります。被扶養者とはなれません。

注1　組合員及び配偶者の、曾祖父母、叔父叔母、甥姪等は、住民票上組合員と別世帯である場合は被扶養者とはなれません。

注2　認定基準額は、**将来に向かって見込まれる恒常的な収入が、年額130万円（月額108,334円）未満**（ただし、障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は、**年額180万円（月額150,000円）未満**）です。
※雇用保険を受給する者は、受給期間中は認定基準額以上の収入があるとみなされます。（その他収入と合計して日額3,612円未満である場合を除く。）
※給与収入、年金収入、事業収入、不動産収入、株取引や投資信託、FX等の財産収入など、恒常的収入の全てが収入に該当します。また、**非課税である障害年金、遺族年金、通勤手当等も収入に含まれます。**
※収入は、税法上の所得とは異なります。事業収入等が認定基準額を超えている場合は、所属担当者にご相談ください。
※年間収入は、１月から１２月までの１年間ではなく、どの時点からの１年をとっても、認定基準額未満であることが必要です。

注3　新型コロナウイルス感染症への対応のため一時的に収入が増加した場合には、特例的な取扱いが行われています。詳細は所属の共済事務担当者へお問合せください。

注4　組合員に優先する扶養義務者は、対象者の配偶者などです。
対象者と組合員に優先する扶養義務者との年間収入の合計額が各人の認定基準額（注２の額）の合計額以上の場合は、対象者の収入が認定基準額未満であっても被扶養者とはなれません。
例　母（55歳・給与収入120万円）・父（56歳・給与収入150万円）
→父母ともに被扶養者に該当しない
（父母収入合計270万円＞260万円（130万円×2人））

注5　対象者が父母等で組合員本人及び組合員の兄弟姉妹と同居している場合は、当該世帯のうち最も収入の多い者の扶養となります。
（※父母等が、組合員と別居し、同等の扶養義務者と同居している場合は、注４同様の考え方となります。）

注6　主として組合員の収入で生計を維持していることが必要です。
※別世帯の場合は、組合員から被扶養者へ一定額以上の送金を毎月行うことが必要です。なお、海外留学等の場合を除き、対象者が日本国内に居住していることが必要です。
※認定時同一世帯であった被扶養者が別世帯となった場合は、「別居再認定」の手続が必要です。
※子を夫婦共同扶養している（夫婦共働き）場合は、年間収入の多い者の被扶養者とすることが原則です。

認定日以降、収入超過や別居などにより被扶養者の認定要件を欠き、抹消手続が済んでいない場合は、**要件を欠いた時点に遡って被扶養者資格が抹消となります**。

対象者は、他の被用者保険に加入していない
- いいえ（加入） → 資格なし
- はい（未加入） ↓

対象者の収入は、認定基準額未満である　注2　注3
- いいえ → 資格なし
- はい ↓

対象者について、組合員以外の者は扶養手当や家族手当等を受けていない
- いいえ（受けている） → 資格なし
- はい（受けていない） ↓

対象者について、組合員より優先する扶養義務者がいる場合、その者と対象者との収入合計は限度額以内である　注4
（優先する扶養義務者がいない場合は下へ）
- いいえ → 資格なし
- はい ↓

対象者について、組合員と同等の扶養義務者（組合員の兄弟等）が同居している場合、その中で組合員の収入が最も多い　注5
（同等の扶養義務者がいない場合は下へ）
- いいえ → 資格なし
- はい ↓

対象者について、組合員が主たる生計維持者である　注6
- はい → 資格あり
- いいえ → 資格なし → **抹消申告をしてください**

※詳細は、所属の共済事務担当者へお問合せください。